

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所の種別	指定居宅介護支援事業所
事業所の名称	居宅介護支援事業所・やまざり
事業所所在地	熊本県球磨郡相良村大字川辺1778番地
事業者指定番号	4373100348
管理者の氏名	浜崎 宏明
事業所電話番号	0966-35-1022
事業所FAX	0966-35-0841

2 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1名（常勤・介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	3名（常勤・専従2名：常勤・兼務1名）

3 通常のサービス提供地域

通常の実施地域は、人吉球磨の全域です。

4 サービス提供日および時間

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間です。
※日曜日と元旦は定休日です。
- (2) 営業時間は、8時00分から17時30分までです。

5 サービスの方針等

- (1) 居宅介護支援は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (2) 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、基本方針及び利用者の希望に基づき居宅サービス計画が作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。又、当該の居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

(3)当該事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりである。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	17.67%
通所介護	3.17%
地域密着型通所介護	21.83%
福祉用具貸与	55.83%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ペートル会 66.04%	ニチひとよし 23.58%	人吉市社事団 4.72%
通所介護	にしき園 100%		
地域密着型通所介護	ペートル会 94.66%	ひまわり 3.05%	はっぴーらいふ 2.29%
福祉用具貸与	ホワシ 42.39%	ミタカ 33.43%	ハートケア熊本 11.04%

② 判定期間 (令和 6 年度)

☐ 前期 (3月1日から8月末日)

☒ 後期 (9月1日から2月末日)

6 サービスの提供方法等

- (1) 居宅介護支援の提供を求められた場合には、利用者の被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認します。
- (2) 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して行います。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案を作成し、利用者または家族に対して説明し同意を得た場合は、当該計画を利用者およびサービス担当者に交付します。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じ計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整、便宜の提供を行います。
- (5) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。

7 利用者負担金

(1) 居宅介護支援に係る利用料については、下表のとおりとしますが、介護保険制度から全額が給付されるため、原則としてお客様自身のご負担はありません。

ただし、お客様の介護保険料の滞納等の事情により法定代理受領サービスでなくなった場合には、一旦費用の全額をお客様にご負担していただくこととなります。

居宅介護支援 及び 加算	
居宅介護支援費(要介護1～2)	10,860 円／1 月
居宅介護支援費(要介護3～5)	14,110 円／1 月
介護予防支援費(要支援1～2)	4,720 円／1 月
初回加算	3,000 円／1 月
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500 円／1 月
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000 円／1 月
退院・退所加算(1)イ	4,500 円／1 月
退院・退所加算(1)ロ	6,000 円／1 月
退院・退所加算(2)イ	6,000 円／1 月
退院・退所加算(2)ロ	7,500 円／1 月
退院・退所加算(3)	9,000 円／1 月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円／1 回
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円／1 月
通院時情報連携加算	500 円／1 月
特定事業所加算(Ⅰ)	5,190 円／1 月
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210 円／1 月
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230 円／1 月
特定事業所加算(A)	1,140 円／1 月
特定事業所医療介護連携加算	1,250 円／1 月

(2) 介護支援専門員が通常の実施地域(人吉球磨)内の居宅を訪問する場合の交通費は無料ですが、次の場合は交通費が必要となります。

通常の実施地域を越えたところから	5 km未満	100 円
通常の実施地域を越えたところから	5 km以上10 km未満	200 円
通常の実施地域を越えたところから	10 kmを超える場合	1 km毎に10 円加算

8 緊急時等の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

なお、家族等への連絡については、別紙「緊急時連絡先申出書」であらかじめ申し出のあったところへ連絡します。

9 苦情・相談対応

(1) 居宅介護支援サービスに関する苦情・相談については、次の窓口にご連絡下さい。

苦情・相談の受付窓口	担当者	管理者兼介護支援専門員 浜崎 宏明
	電 話	0966-35-1022
	時 間	0:00~24:00 (年中無休)
	担当者不在の場合は、他のやまざりスタッフが対応します。また、休業日や時間外は、川辺川園の職員が対応します。	

(2) 上記の申し出を経ても解決できない場合は、次の公的機関においても苦情申出等ができます。

①各市町村介護保険相談窓口	介護保険被保険者証に記載されている介護保険担当係	
②熊本県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地	熊本市健軍1丁目18番7号
	電 話	096-214-1101
	FAX	096-214-1105

10 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。 (1) 高齢者虐待防止委員会の開催 (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備 (3) 高齢者虐待防止のための研修の実施 (4) 専任担当者の配置	
虐待防止に関する担当者	穂岡 亜記

11 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 2 感染症予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。 (1) 感染対策委員会の開催 (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備 (3) 感染症及びまん延防止のための研修の実施 (4) 専任担当者の配置	
感染対策に関する担当者	加治屋 洋作

1 3 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人ペートル会
代 表 者	理事長 緒方 創造
設立年月日	昭和59年8月7日
所 在 地	熊本県球磨郡相良村大字川辺1771番地
電話番号	0966-35-0861
FAX番号	0966-35-0282
事業の概要	居宅介護支援の他に10事業

1 5 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】